

あわら市学校業務改善方針

社会の急激な変化が進む中、子どもが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

この「あわら市学校業務改善方針」は、教職員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教職員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性を高め、児童生徒に必要な指導・質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教職員の働き方改革を目的とするものです。

今後、この方針に基づいて、県教育委員会と調整を図りながら、あわら市教育委員会、各学校が連携し、それぞれの立場から学校の業務改善、学校の働き方改革を進めていきます。

1 現状と課題、取り組みの方向性

教職員の長時間勤務の原因や現状を踏まえ下記の3点を取組みの方向性の柱とします。

国や県における働き方改革の動向も踏まえ、令和元年度～令和3年度の3年間で集中的に取り組めます。

(1) 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

【現状・課題】

- ・「時間をかけることが熱意の表れ」と評価される風潮がある。
- ・勤務時間を意識した働き方が一人ひとりの教職員に浸透しているとは言えない状況にある。
- ・児童生徒相手の業務であり、休むと他の教職員に負担がかかるため、休暇が取りにくい環境である。
- ・時間外勤務が月80時間超の教職員が中学校で非常に多くなっている。

【取組みの方向性】

教職員の長時間勤務を是正するため、勤務時間を正確に把握し、管理職の的確なマネジメントや、教職員自身の働き方に対する意識改革を行います。

また、休暇を取得しやすい制度・環境を作ります。

(2) 教職員業務の適正化・効率化

【現状・課題】

- ・学校や教職員が担うべき業務とそうでない業務が混在し、業務が増大している。
- ・県教育委員会や市教育委員会が実施する事業や調査等が多い。
- ・教育委員会や校内の研修や会議が多く、時間が長い。
- ・標語、ポスター、作文等の応募依頼や民間団体から家庭向けの配布依頼が多い。
- ・学習指導の他、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携等、学校や教職員に対する保護者や地域からの期待が大きく、要請も多い。

【取組みの方向性】

現在学校で行われている業務について、教職員、学校、地域等の役割を整理し、担うべき仕事を明確化、適正化していきます。

併せて、業務の削減、効率化も図ります。

(3) 部活動の負担軽減

【現状・課題】

- ・部活動が教職員の正規の勤務時間を超えて実施されている。
- ・授業準備、成績処理、学校行事の準備、各種校務を、部活動後に行わざるを得ない。
- ・部活動のため、土日祝日も出勤しなければならない。
- ・経験のない分野の部活動顧問になる場合、負担が大きい。
- ・児童生徒の減少により教職員数が減少している学校でも、部活動数は減らず、教職員の負担が大きい。

【取組みの方向性】

あわら市「設置する学校に係る部活動の方針」による部活動の適正な活動時間や休養日の設定、外部人材の活用などにより、部活動の負担軽減を進めます。

また、学校の規模にあわせた部活動数の見直しに取り組みます。

2 目標

○学校の教職員の業務量の適切な管理を行うことにより、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限の範囲内とする。

・ 1 箇月について 4 5 時間

・ 1 年について 3 6 0 時間

ただし、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、上記に加え、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限の範囲内とする。

・ 1 箇月について 1 0 0 時間未満

・ 1 年について 7 2 0 時間

・ 1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 か月あたりの平均時間について 8 0 時間

・ 1 年のうち 1 か月において所定の勤務時間以外の時間において 4 5 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

○年次休暇平均取得日数を年間 1 1 日以上とする。

過労死の危険性が高まる時間外在校等時間が月 8 0 時間を超える教職員が存在する状況は看過できるものではありません。

時間外在校等時間月 4 5 時間の達成には、教職員定数の改善・充実や部活動の位置づけなど、国の取組みが大きく影響するため、当面は令和 3 年度末までに時間外在校等時間月 8 0 時間以上の教職員をゼロにすることを目指します。

並行して、全体業務の適正化とともに、長期休業中の補習や教職員研修などの整理を進め、長時間勤務となっている教職員の業務の状況を分析し、対策を練ることで勤務時間の縮減を目指します。あわせて、教職員定数の改善・充実や部活動の位置づけなど、国の取組が必要なことは国に要望していきます。時間外在校等時間月 4 5 時間の達成については、国の動向を確認した上で、目標としていきます。

なお、この方針および教育委員会規則は、教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

3 具体的な取り組み

以下に示す取組みをあわら市教育委員会、各学校がそれぞれ進めます。

また、この方針の趣旨を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築

し、スポーツ・文化活動に親しめる基盤として部活動を持続可能な活動とするため、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定します。

(1) 教職員の働き方に対する意識・制度の改革

①勤務時間管理の徹底

○勤務時間の客観的な把握・集計

- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や教育委員会に求められる責務であり、タイムカードの導入やＩＣＴの活用等の客観的な方法により、教職員の勤務時間を正確に把握し、集計を進めていきます。また、校外において職務に従事している記録についても、できる限り客観的な方法により計測します。また、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ・時間外在校等時間の目標時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがないよう徹底します。

○休憩時間・休日の確保

- ・休憩時間や休日の確保に関する労働基準法等の規定を遵守します。

○児童・生徒の登下校時刻、部活動、会議等の適正な時間設定

- ・市教育委員会、各学校において、教職員が休憩時間を確保できるようにすることなど教職員の勤務時間を考慮した適正な時間設定を行います。

○教職員の退庁時間の設定

- ・遅くとも小学校は１９時、中学校は２０時とする退庁時間を設定します。

○ノー残業デーの導入

- ・週１日のノー残業デー（定時退庁日）を設定します。

②勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

○管理職のマネジメント能力の向上

- ・小学校、中学校の全管理職に対し、業務改善に向けたマネジメント能力を向上させる協議会を実施します。

○教職員への働き方の意識づけ

- ・教職員一人ひとりに勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、働き方に関する研修を実施します。

○健康及び福祉の確保のための労働安全衛生管理の徹底

- ・教職員の健康及び福祉を確保するため、学校において労働安全衛生管理が適切に行われるよう徹底します。

【具体的内容】

- ・在校等時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施すること。
- ・終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

○人事評価制度の見直し

- ・一人ひとりが業務改善の意識を持って業務を進めるため、人事評価制度に、より短い勤務時間で同等の成果を上げた教職員に高い評価を付与する観点を取り入れます。また、時間外勤務縮減、業務改善の自己評価の観点を盛り込みます。

○学校のスクールプランへの位置づけ・記載

- ・学校のスクールプランに学校業務改善・教職員の適正な勤務時間の内容について記載し、学校での取組みを促進します。

○学校評価への位置づけ、評価の実施

- ・学校評価に業務改善・教職員の働き方に関する項目を位置づけ、学校関係者評価、第三者評価を実施することにより、学校での取組みを促進します。

③長期休業期間の設定等の工夫や業務処理時間の確保

○長期休業期間の設定等の工夫

- ・授業準備等の時間の確保や早い退勤を促進するため、長期休業期間の設定や活用による工夫の検討を推進します。

○勤務時間内の業務処理時間の確保

- ・学校行事の見直しや指導体制の整備などにより、適正な授業時数の設定や勤務時間内に業務処理時間を確保するための工夫を行うことを推進します。

④休暇を取得しやすい環境づくり・勤務時間の見直し

○学校閉庁日の設定

- ・長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定し、休暇の取得を促進します。

○勤務時間の上限の設定 中長期的な取組み

- ・文部科学省がガイドラインで示した勤務時間の上限の設定については、学校業務

改善方針の取組みの進捗状況を確認しながら、必要となる条例や規則の改正等について、県教育委員会と協議を進めます。

○変形労働時間制の導入

- ・変形労働時間制については、
制度導入の前提である教育委員会規則で定めた勤務時間の上限時間の達成状況を確認しながら、必要となる条例や規則の改正等を検討します。

○休暇制度の改正 中長期的な取組み

- ・休暇取得を促進するため、年次休暇起算日の変更やリフレッシュ休暇の分割取得等の休暇制度の改正を検討します。

(2) 教職員業務の適正化・効率化

①校務の削減・効率化

○ICTの効果的な活用による校務の負担軽減

- ・ICTの円滑な活用や、事務の共同実施により、例えば指導要録への記載や成績処理等の効率化等、負担軽減を図ります。また、今後は、県内他の市町との調整を図りながら、統一したシステムを導入するなど、他市町に異動しても同じシステムで業務を行うことができることも考慮していきます。

○事業等の精査・削減

- ・市教育委員会が実施する事業・調査・研修・各種計画・行事等を精査し、見直しを進めます。
- ・長期休業中に市教育委員会主催の研修を行わない期間を設けます。(お盆期間・年末年始等)
- ・各学校においては、学校内における会議・行事等を精査し、簡素化や削減を進めます。

○時間外の保護者対応の負担軽減

- ・時間外の保護者からの問い合わせ等に対して、教職員以外で対応できる体制を検討します。

②教職員業務の明確化

○外部人材の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用により、専門スタッフとの役割分担を明確にします。
- ・授業で使用する教材の準備や、各種たよりの印刷・配布等を行う学校運営支援員

を配置し、教職員業務の負担軽減を図ります。

○事務職員の学校運営への参画

- ・事務職員がより主体的・積極的に学校運営に参画するよう、研修等により事務職員の資質・能力、意欲を高める取組みを進めるとともに、事務の共同実施等の推進により、事務処理の効率化等を図り、教職員の事務負担の軽減を図ります。

○学校徴収金の公会計化

- ・学校給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、市教育委員会や首長部局が担う公会計化への移行を検討します。

○民間団体等からの出品依頼等対応の負担軽減

- ・作文・絵画コンクール等への出品、子どもの体験活動への参加募集等、民間団体等から依頼される家庭向けのチラシ等の配布について、各種団体に対し、削減や配布の負担軽減への協力を依頼します。

③ P T A ・ 地域との連携・協力

○保護者や地域の理解を求める取組みの実施

- ・P T A との連名による通知やリーフレットの配布により、教職員の適正な勤務時間の設定への取組みについて、保護者や地域への理解を得る取組みを実施します。

○学校が担っている業務の外部委託、地域との連携強化

- ・福井型コミュニティスクールや地域学校協働活動を拡充・推進します。
- ・登下校・見回り・補導対応・プール監視等について地域、警察等関係機関との連携を強化し、教職員の業務負担を軽減します。

○学校部活動の参加行事の見直し

- ・市教育委員会から地域に協力を依頼し、学校部活動の地域イベント等への参加の負担軽減を図ります。（小学校を含む。）

○小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加方法・形態の見直し

- ・小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加について、学校主体から地域や地域クラブ等主体への移行を推進します。

（３）部活動の負担軽減

①部活動運営の適正化

○部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準の設定

- ・「設置する学校に係る部活動の方針」により、部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準を設定します。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。
- ・生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教職員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこととします。

○部活動活動日の上限設定

- ・原則、平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることとします。

※大会参加などで土日ともに活動した場合等に、休養日を他の週に振り替えることは可とします。

○中体連・各競技団体等との連携・協力・要請

- ・中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の運営や規定の見直しを要請します。

○小学校における放課後活動の負担軽減

- ・大会・行事等の見直しにより小学校における放課後活動の負担軽減を行います。

②部活動数の適正化

○中学校部活動数の削減、適正化

- ・児童生徒の減少により教職員数が減少している学校でも、部活動数があまり減少していない現状があるため、中学校において、教職員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行い、1つの部活動を複数体制で指導できるようにします。

○合同部活動や地域のクラブ等との連携

- ・複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携を促進します。

4 留意すること

学校の働き方改革を進めるためには、この方針に基づいた取組みを市教育委員会、各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要があります。そのため、以下の点に留

意しながら、取組みを進めていきます。

- 学校の働き方改革の進展状況について常に点検や検証を行い、見直しを行います。
- この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場でさらに様々なアイディアを出し、積極的に新たな取組みを進めていきます。